

分電盤の点検にうかがいます、 の電話勧誘に注意願います！

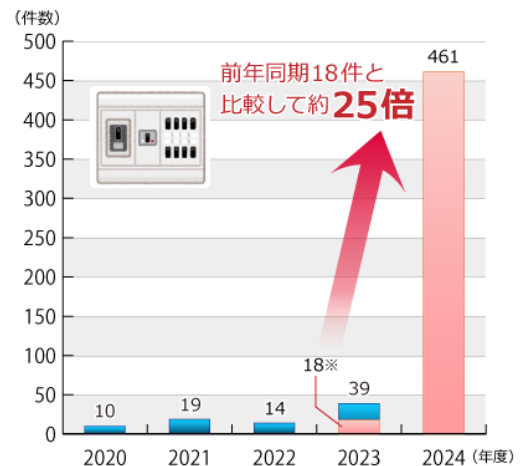
1月15日付国民生活センターからの通報によりますと、分電盤の点検商法に関する相談が2024年度に入り急増している模様です。

分電盤は、内部に屋内配線の安全確保等のためのブレーカー等が内蔵されており、一般的に玄関や洗面所等に設置されています。分電盤の点検商法に関する相談件数は2024年11月末時点で2023年度同期と比べ約25倍となっており、契約当事者の約8割が70歳以上です。【下記グラフ参照】

相談事例では、業者が電話等で突然分電盤やブレーカーの点検を持ち掛けて訪問し、「すぐに交換しなければ漏電して火事になる」などと不安をあおりその場で分電盤の交換を迫る手口がみられます。中には電話口で電力会社やその委託会社と名乗り、信用させる例もみられます。

本紙面では同センターから提供されています具体的な相談事例を紹介することで注意喚起いたします（次頁/裏面のチラシもご一読ください）。

電力会社の委託を受けた(←嘘)という業者の点検後に交換工事を契約した



契約している電力会社に委託されたと言う業者から「分電盤の点検をする」と電話があった。昨日訪問してきた、点検後に「分電盤が古いので漏電する可能性もある。危険なので交換した方がいい」と言われた。漏電したら困ると思い、約23万円で契約し、数日後に工事予定だ。念のため、契約している電力会社に確認したところ「この業者は当社とは関係ない」と言われた。不審なので解約したい。(90歳代男性)

その他の相談事例：

- 不安をあおられ分電盤の交換契約をしたが、高額なのでやめたい。
- 漏電による火災は保険が下りないと言われ不安になり契約した。
- 分電盤は15年で交換することが法律で決められていると言われ契約してしまった。

相談事例から見た問題点：

- 電話等で電力会社やその委託会社を名乗るなどして突然点検を持ち掛ける。
- 点検後に不安にさせ分電盤交換の契約を急がせる。
- 分電盤交換は法律で定められている、分電盤の漏電では火災保険が下りないなどとうその説明をする。